



Title	日米原子力研究協定の成立：日本側交渉過程の分析
Author(s)	田中, 慎吾
Citation	国際公共政策研究. 2009, 13(2), p. 141-156
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12271
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日米原子力研究協定の成立：
日本側交渉過程の分析

Agreement for Cooperation Concerning the Civil Use
of Atomic Energy between the U.S. and Japan
— Analysis of the Japanese Negotiation Process

田中慎吾*

Shingo TANAKA*

Abstract

This paper examines on the effects of the two pillars of Japanese nuclear policies (civil use and nuclear disarmament) to the Japanese negotiation process of the agreement for the cooperation concerning the civil use of atomic energy in 1955. Through the analysis, this paper supposes that the real beginning of the two pillars was not in 1945 but 1954. In addition, it was found that although the effect of the first pillar (promote civil use) was grave, the second pillar (Contribute Nuclear Disarmament) did not affect so much.

キーワード：日米原子力研究協定、原子力の平和利用、核軍縮不拡散、日米関係

Keywords：Agreement for Cooperation concerning the Civil Use of Nuclear Energy, Peaceful Use of Nuclear Energy, Nuclear Disarmament and Arms Control, the U.S. and Japan Relationship.

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

原子力は水力や風力などの動力源と比べて非常に効率的なため、地球温暖化防止のための最も有望なエネルギー源とされており、多くの国家で開発・利用が進められている。第2次世界大戦を広島と長崎への原子爆弾による惨禍を契機として敗戦を迎えた日本も例外ではなく、戦後の早い時期から原子力の利用・開発を進めてきた。こうした民事利用の一方で、日本は軍事利用に国内外で反対し、核軍縮・不拡散への貢献をおこなってきた。よって、現在の日本の原子力政策は、原子力の積極的利用と核軍縮や不拡散への貢献という2つの柱によりなっているということがいえる。

これまでこの2つの柱（もしくは路線）は日本の原子力政策として当然視され、疑問に付されることはなかった。しかし原子力の民事利用と軍事利用¹⁾の境は極めて曖昧であり、民事利用国の増加は軍事転用の危険性を高める。最も容易かつ究極的な核軍縮の形態は原子力全般の禁止であるが、上述したように原子力に期待が高まっている以上、現実的な選択肢とは言えない。つまり原子力の民事利用の推進と核軍縮・軍備管理への貢献は自国の首をしめかねないという潜在的なジレンマを孕んでいる²⁾。冷戦期においては、NPT・IAEA³⁾を中心とする核兵器不拡散レジームが機能していたからこそ、そのジレンマは問題とならなかったのである。

しかし昨今、NPT加盟国であった北朝鮮や現加盟国のイランによる核兵器開発疑惑、さらにはNPT未加盟のイスラエルやインド、パキスタンの核兵器保有といった現実と直面し、NPT・IAEA体制は根底から揺らいでいる。そうした国際環境下において、日本の原子力政策もジレンマと向きあわざるをえなくなったと考えられる。その例が日本政府の米印原子力協定への対応である。

2008年10月10日に米印原子力協力協定が正式署名されたことで、インドは実質的に初のNPT枠外の核兵器国として認知されることになった。このことは明らかにNPT・IAEA体制に負の影響をもたらすものであったが、日本政府はこれまでに明確な反対を示していないのである。これは1998年5月にインドおよびパキスタンが行った核実験に対して、新規円借款の停止などに踏み切ったのとは全く異なる対応である。確かに98年当時とは、米国外交の姿勢などの国際情勢が大きく変化したために一概には言えないものの、原子力の民事利用と核軍縮・軍備管理路線の関係は調和的なものでは決してないことが明らかである。

これまで日本の原子力政策は多く研究されてきたが、原子力の民事利用と核軍縮・軍備管理路線

1) 本稿では、原子力の民事利用（civil use）を一般的な発電や医療用途を指すこととし、軍事利用（military use）を核兵器や放射線兵器を含む軍隊用途とする。

2) このジレンマは多くの著作によって言及されているが、たとえば山野勝由「国際原子力機関による保障措置の概要（1）」『外務省調査月報』第2巻第9号（1961年9月）、48頁。

3) 核兵器不拡散条約（NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）は1968年7月1日に署名開放され1970年3月5日に発効した。1967年1月1日以前に核兵器の製造と核爆発実験をおこなった米英仏中ソを核兵器国、その他を非核兵器国として差別的に位置づける（NPT第10条）NPTは、非核兵器国に対して核兵器の保有・開発を禁止（NPT第3条）する一方で、平和目的の原子力利用を認めている（NPT第4条）。国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）は、1956年10月26日に憲章が署名開放され1957年7月29日発効した。

は全く別次元の政策領域として扱われてきた⁴⁾。それは「二元体制的サブガバメント」モデル⁵⁾を提示した吉岡の研究や黒崎によるNPT署名・批准過程をめぐる詳細な研究においても同様である⁶⁾。これら既存研究の意義は疑うべくもないが、上述の米印協定への対応を解明するには、民事利用もしくは核軍縮・軍備管理路線の片方からでは不十分だと考えられ、日本の原子力政策を総合的に理解するにはこれら2つの路線の考察が不可欠であると考えられる。

その足掛かりとして本稿は、日本が初めて他国と原子力の民事利用に関して締結した二国間協定である、1955年の「日米原子力研究協定⁷⁾」交渉に着目し、(1)交渉はいかなる経緯で締結されたか、(2)現在に知られる日本の原子力政策の2つの路線は交渉にいかなる影響を及ぼしたかのを明らかにし、なぜ原爆被害から10年後に日本に核兵器を使用したアメリカと締結したのかという解明を目指す。

この日米原子力研究協定は、アメリカが日本に実験用原子炉の設計情報を提供し（第2条）、20%濃縮ウラン（U-235）を6kgまで貸与（第3条）することを目的とする。1955年6月25日に仮署名され、同年11月14日に正式署名された本協定は、戦後の原子力研究・開発の契機となったのみならず、以後日本の原子力政策がアメリカとの関係を軸に展開される基底となった。

これまでの研究では二国間原子力協定に焦点が当たらず、二国間交渉に焦点を当てた研究は、80年代の日米原子力交渉をツーレベル・ゲームの検証事例として扱った論文程度であった⁸⁾。しかしこの二国間協定は、民事利用路線の問題のみならず、核兵器国より核物質を受諾するために、核軍備管理・軍縮路線においても問題とされるべきものであり、総合的な原子力政策の分析には格好の素材だと考えられる。

よって次節では、交渉が開発される1955年以前の原子力をめぐる国内情勢について先行研究を参照して整理する。それを踏まえ、第2節で交渉過程と日本の交渉方針を日本側の外交史料を用いて明らかにする。そして第3節において2つの路線による影響を考察する。

第1節 交渉前史（1945－1954）

第1項 占領下における国内状況（1945－1951）

8月6日に広島に新型爆弾が使用されたことはすでに翌日から朝日新聞で報道が開始されてお

4) 代表的通史として、日本原子力文化振興財団『原子力開発30年史』1986年、科学者の回顧録として、伏見康治『時代の証言 原子科学者の昭和史』同文書院、1989年など多く存在する。

5) このモデルは、日本の原子力政策は、電力・通産連合および科学技術庁という2つのアクターが決定的な影響力を有し、国会や一般市民の影響力は極めて薄弱とする、吉岡斉『原子力の社会史—その日本的展開』朝日新聞社、1999年、289-290頁。

6) 黒崎輝『核兵器と日米関係—アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960－1976』有志社、2006年。

7) 正式名称は、「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」、Agreement for co-operation concerning civil use of atomic energy between the government of the United States of America and the government of Japan。

8) 全鎮浩『日米交渉における政策決定過程「日米原子力協力協定」の改訂をめぐる日米交渉の政治過程』東京大学提出博士論文、2001年。

り⁹⁾、長崎の新型爆弾は数日遅れたものの8月12日に新型爆弾使用の一報がもたらされていた¹⁰⁾。このように終戦前から日本国民は新型爆弾の存在を知っていたが、防空壕に入れば被害は防げるなどの宣伝も同時に掲載されその実情は伝わっていなかった¹¹⁾。8月15日の敗戦以降は、その非人道性を訴えたり、尋大な被害を報じていたが、具体的な被害は依然として不明であった。

そのような状況下において、日本の占領統治を開始した連合国最高司令官総司令部（General Head Quarter: GHQ）は、9月22日のSCAPIN 3号において広島と長崎の報道が反米感情を高めることを懸念して検閲を開始した¹²⁾。以降、直接的に広島・長崎の惨状や原爆使用の非人道性を問う記事は姿を消すことになり¹³⁾、(1)国連原子力委員会（United Nations Atomic Energy Committee: UNAEC）における核兵器・原子力管理交渉、(2)世界各国の平和利用研究状況を中心に報じられることとなった。

報道規制にくわえてGHQは、日本の核兵器開発を恐れて原子力研究を同年9月23日に全面的に禁止した¹⁴⁾。たしかに戦前において1940年頃から陸軍の依頼に基づいた仁科芳雄を中心とする理化学研究所、海軍の依頼に基づいた荒勝文策教授を中心とする京都帝国大学、さらに大阪帝国大学の3カ所を中心に原子力研究が行われていたが、軍自体が他の兵器開発を優先したことや、核物質が入手困難だったことから実用化にはほど遠い段階であった¹⁵⁾。いずれにせよこの禁止令により、日本は1952年4月のサンフランシスコ講和条約の発効まで原子力研究において世界から取り残されることとなった。

しかし国内では、原子力は新世紀を担う新しいエネルギー源であり、第2次産業革命に等しいとの報道が年々増加していった¹⁶⁾。さらに国会においても開設当初の1947年から原子力の民事利用が議論されていた。国会議事録に初めて「原子力」が登場するのは、1947年7月2日の参院本会議での吉川末次郎議員の発言である。吉川は「原子核の破壊によるところの力を利用いたしまして経済生活の一つの革命化が考えられる。例えばコップ一杯の水銀の原子核の破壊力というもの、ニューヨークからサンフランシスコまで、アメリカ大陸の東部海岸から西部海岸まで列車を数十回往復させることができるころの力を持つているということも、外國の雑誌が書いているのを私は見たのであります¹⁷⁾」と発言した。このような過度の期待を原子力に寄せる発言は、当時の国会議事録から多く伺える。これは先の戦争は科学技術の差で敗戦したとの考えが広まったことから¹⁸⁾、

9) 8月7日は爆撃事実を伝えるのみで新型爆弾の報道は8月8日であった、「広島を焼爆」『朝日新聞』1945年8月7日、1面；「広島へ敵新型爆弾B29、少数機で来襲攻撃」『朝日新聞』1945年8月8日、1面。

10) 「長崎にも新型爆弾」『朝日新聞』1945年8月12日、1面。

11) 「屋外防空壕に入れ—新型爆弾に勝つ途」『朝日新聞』1945年8月10日、1面。

12) 吉岡、前掲書、49頁。

13) 前者の例としては、「＜写真＞惨禍の広島市」『朝日新聞』1945年8月19日、1面；「原子爆弾被害地の惨を見る 全戸数の9割は倒壊」『朝日新聞』1945年8月23日。後者の例としては、「原子爆弾／「真珠湾」以前に準備—かくて成る“非人道の極地”」『朝日新聞』1945年8月16日、2頁。

14) 吉岡、前掲書、49-50頁。

15) 同上、40-47頁；廣重徹『科学の社会史—戦争と科学』岩波書店、2002年、62頁；「日本の原子爆弾、軍部、科学者の進言も容れず」『朝日新聞』1945年10月18日、2面。

16) たとえば「原子力に平和の用途」『朝日新聞』1948年2月29日、2面。

17) 吉川末次郎の参議院本会議質疑、1947年7月2日、国会議事録検索システム・ウェブサイト（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）。

18) 「科学立国へ—5小委員会を設置」『朝日新聞』1945年8月20日、2面。

戦後は科学技術の粋を集めた原子力分野を推進することが一流国の必須条件と考えられたためであらう。

こうした国内状況の中、一部の政治家や科学者は研究解禁に向けてGHQに積極的に働きかけたものがいた。たとえば仁科は、原子力研究が禁止された直後より粒子加速器の一種であるサイクロトンの使用再開にむけてGHQに働きかけていた¹⁹⁾。また伏見康治（大阪大学教授）は1951年4月の第10回日本学術会議総会において、講和条約に原子力研究の禁止が盛り込まれないよう提案していた²⁰⁾。さらに政治家としては中曽根康弘が挙げられ、1951年1月のダレス（John F. Dulles）訪日の際、講和条約に原子力研究の禁止項目が盛り込まれないよう請願していた²¹⁾。このように占領期においては研究が禁止されていたことから、政府および民間ともに具体的な活動には至らなかったものの、原子力の民事利用に期待が高まっていた。

一方、占領期において外交が制限されていたために、政府レベルによる核軍縮・軍備管理路線に基づいた活動は見受けられない。ただ、民間レベルでは多少の動きは存在していた。たとえば科学者の間には自己の研究が戦前に軍により利用されたとの深い反省が起こり、1949年1月に設立された日本学術会議の総則には平和研究に徹する旨が反映された²²⁾。また広島では1947年より8月6日に平和記念祭が始まるなど²³⁾、平和運動は被爆地などを中心として散発的に行われていた。しかし当時の平和運動は1950年代に発生すると考えられた第3次大戦の防止と平和および自由の愛護を主たる目的とするものであって、核廃絶はあくまで従属的であったと推察される²⁴⁾。それは1949年4月25-26日に開かれた平和推進日本大会において決定された8項目の平和綱領に、核兵器に関する言及が欠けていたことも一つの証左といえよう²⁵⁾。さらに当時の平和運動は労働組合などの特定団体と強く結びついており、一般的な国民動向といえるものではなかった²⁶⁾。

第2項 アトムズ・フォー・ピース（1952-1953）

1952年4月のサンフランシスコ講和条約発効に伴い日本の原子力研究は解禁されたが、しばらくは政府レベルにおいて目立った動きは見受けられなかった。民間レベルでは1952年10月23日、伏見教授や芽誠司教授らが戦後日本の原子力研究の方向性を定めるべく原子力憲章の起草を日本学術会議に計ったが、時期尚早とのことで却下されるなど、科学者達の間でも原子力研究についての意

19) 吉岡、前掲書、49-53頁。

20) 同上、56頁；マスコミ研究会『日本 原子力の全て——栄光と努力のドラマ』国会通信社、1985年、10頁。

21) 吉岡、前掲書、57頁；読売新聞解説部『戦後政治——中曽根康弘』時代の証言者2、読売新聞、2005年、15頁。

22) 日本学術会議法（1948年7月10日、法律第121号）前文、「学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」。

23) 「広島で平和祭」『朝日新聞』1947年8月6日、2頁。

24) 当時の運動ブラカードの大半に、反戦と反核の両方が記載されているものの、文字の大きさなどから扱いは反戦の方が上であったと考えられる、被爆40年と原水爆禁止運動編集委員会『ドキュメント1945-1985 核兵器のない世界を』原水爆禁止日本協議会、1987年を参照。

25) 熊倉啓安『原水禁運動三十年』労働教育センター、1978年、20頁。

26) 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第23集（1951年版）時事通信社、1951年1月参照、大原社会問題研究所ウェブサイト（<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/index.html>）。

見は割れており、武谷三男をはじめとする科学者は早急な研究再開を戒めていた²⁷⁾。ただ科学者たちは、政府を放任すると軍事的研究に走るのではとの懐疑を共有し、科学者自身で研究方針を策定すべきと考えていた。同じ頃に産業界では、電力中央研究所が1953年9月に設立され、傘下の電力経済研究所が新エネルギー委員会を設置するなどして原子力の勉強会が始まっていた²⁸⁾。

いずれにせよ日本の遅々とした歩みに衝撃を与えたのが、アメリカ政府の原子力政策の転換であった。第2次世界大戦終結前後よりアメリカは、他国と一切の原子力協力を自制する一方で、国際機関による核兵器の制限・禁止と平和利用の一体的な国際管理を模索していた。1946年6月14日に第1回国連原子力委員会が開かれて以降、米ソはバルーク案やグロムイコ案を各々提出して交渉を行ってきたものの²⁹⁾、核兵器の禁止時期や国際機関に委譲する権限などで埒があかず1948年には休会に追い込まれていた³⁰⁾。そこで1953年12月8日、第8回国連総会においてアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)大統領はアトムズ・フォー・ピース(Atoms for Peace)声明を発し、民事利用のみを管理する国際原子力機関(IAEA)の新設を目指すことを表明した³¹⁾。

しかしその新たな試みに対してもソ連が難色を示したことから、アメリカは同時並行的に二国間協定による原子力協力の方針を示し、他国との協力を禁止していた1946年の原子力法を1954年に抜本的改正を行った。そして同年11月の第9回国連総会において、濃縮ウラン100kgを同盟国に配分することを明らかにした³²⁾。

第3項 2路線の萌芽(1954)

そのような方針転換を一つの要因として、ようやく日本でも政府レベルで原子力利用に向けた動きが始まった。当時、衆議院議員であった中曽根らが中心となり自由党と改進黨そして日本自由党の保守三党は1954年3月2日、原子炉築造関連費用として2億5,000万円の補正予算案を第19国会に提出した³³⁾。予算計上を受けたことで、日本の原子力利用は本格的にその準備が開始された。しかし、そこに生じたのが第五福竜丸の被爆であった。

補正予算案提出前日の3月1日、ビキニ環礁付近で漁を行っていた第5福竜丸がアメリカの水爆実験によって被爆し、乗員が体調を崩したため14日に帰港した。当初日本政府は第5福竜丸の被爆の公表を差し控えていたが、2日後の16日に読売新聞のスクープで露見すると³⁴⁾、日本政府の初

27) 武谷三男『原子力と科学者』武谷三男著作集、勁草書房、1968年6月を参照。

28) 吉岡、前掲書、76-77頁。

29) 1946年1月24日の国連総会において全会一致で設立を採択。経緯については、前田寿『軍縮交渉史』東京大学出版、1968年、65頁。

30) 同上、85-132頁。

31) United States "Atoms for Peace" Proposal: Address by President Eisenhower to the General Assembly, December 8, 1953, in Trevor N. Dupuy and Gay M. Hammerman ed., *A Documentary History of Arms Control and Disarmament, Document on Disarmament*, New York: T.N. Dupuy Associates, 1973, pp.358-365. アメリカの政策転換の背景には、国連原子力委員会の交渉起爆剤、イギリスなどによる原子力利用市場独占を懸念、米国内の余剰核物質などが指摘されている、吉岡、前掲書、65頁。

32) 原子力委員会『昭和31年版 原子力白書』オンライン版、1957年、原子力委員会ウェブサイト (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1956/index.htm>) 第7章参照。

33) 堤佳辰『日本のアトムのあけぼの(昭和35年まで)』原子力文化振興財団編集『原子力開発30年史』1986年、1-9頁参照。

34) 佐野真一『巨怪伝—正力松太郎と影武者たちの一世紀』下、文春文庫、2000年、205-208頁参照。

期対応および米国政府が当初被爆そのものの事実を認めなかったことから、両政府に対する日本国民の不信感は異常なまでに高まった。さらに日米政府間においても、戦後最悪と言われる程にまで両国関係は悪化した³⁵⁾。

この被爆事件は、水産物の被爆問題に発展したことで日本の核軍縮・軍備管理路線に決定的なインパクトを与えた。それはこの問題により多くの国民が核兵器の被害を初めて具体的に実感したことであり、以降、反核と反米感情が結合しながら全国的な反核運動が生じていった。こうして日本国民は核兵器に異常なまでの拒否反応を示すようになり、政府レベルが原子力の軍事利用を考えようとも、現実的に不可能な選択肢となった。結果、政府ならびに民間レベルにおいても、核実験の中止と核廃絶を訴えていく、すなわち軍縮・軍備管理路線の本格化の契機となった。

また3月18日には、日本学術会議原子核特別委員会が開催され、原子力研究の原則として「平和」、「公開」、「民主」を掲げた3原則案が採択された。4月23日には17回総会が開催され、「自主」、「民主」、「公開」と修正の上で採択され、政府単独での原子力政策の推進に警鐘を鳴らした³⁶⁾。ただ科学者の多くは研究自体には賛成であり、日本政府がアメリカに従属して核兵器研究に従事させられるのではないかと不安から、上記3原則を主張したのであった。

一方、1954年5月11日に原子力政策の決定機関である原子力利用準備調査会³⁷⁾が結成され、同調査会は6月30日に小型実験用原子炉を国産で築造するという基本方針を定めた³⁸⁾。さらに6月19日には4月に成立した原子力予算を管理する通産省予算打合会が組織され、その予算に基づいて1954年12月に海外調査団³⁹⁾が出発した。また産業界においても原子力の民事利用に伴う商機を見込んで、同月に原子力発電資料調査会が結成されて海外文献の収集を開始した⁴⁰⁾。このように、1954年3月を契機として、日本の原子力の民事利用路線と核軍縮・軍備管理路線は本格化することとなった。

35) 坂元一哉「核兵器と日米関係——ビキニ事件の外交処理」、近代日本研究会『戦後外交の形成』年報近代日本研究16、山川出版、1994年、243-271頁。

36) 伏見康治『時代の証言 原子科学者の昭和史』同文書院、1989年、237頁。茅誠司日本学術会議会長は中曽根に陳情に訪れたさい、中曽根は「政治が原子力研究に立ちはだかる障壁を破らざるをえない」と述べ、稲葉修が「あんた方学者が居眠りしているから札束（原子力予算）ではったをひっぱたいてやっているんだ」と述べたとされる、読売新聞解説部、前掲書、16-17頁。

37) 1956年1月に設立された組織で、原子力委員会の前身。原子力政策を審議・策定した。設立当時の構成は、会長に緒方竹虎（副総理）、副会長に愛知揆一（経審長官）、その他に小笠原三九郎（蔵相）、大達茂雄（文相）、愛知揆一（通産相）、石川一郎（経団連会長）、茅誠司（東京大学）、藤岡由夫（東京教育大学）であった、原子力委員会『原子力白書』1956年度オンライン版、第1章第2節参照、原子力委員会ウェブサイト（<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1956/sb10102.htm>）。

38) 日本原子力産業会編『原研10年史』日本原子力研究所、1966年、16-17頁。

39) 構成としては、藤岡由夫（東京教育大学）、伏見康治（大阪大学）、杉本朝雄（科学研究所）、山崎文男（科学研究所）、神原豊三（日立製作所）、胸形作次（工業技術院）、佐々木義武（経済審議庁）、千谷利三（東京都立大学）、大山義年（東京工業大学）、斎藤辰雄（昭和電工）、久保田正雄（旭化成）、門奈五兵（日本理化工）、小川芳樹（東京大学）、佐藤源郎（地質調査所）であった、原子力委員会、前掲書、原子力委員会ウェブサイト（<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/wp1956/ss1010203.htm>）。

40) 吉岡、前掲書、76-77頁；日本原子力産業会議編『原子力はいま、日本の平和利用30年』丸ノ内出版、1986年、8頁。

第2節 日米原子力研究協定交渉（1955）

第1項 水面下での極秘調整（1月－3月）

第5福竜丸の補償の交換公文が手交された1955年1月4日から1週間後の11日、在日米国大使館は実験用原子炉の建設協力を含む8計画を記載した口上書を外務省に提示した⁴¹⁾。この時期をアメリカが選択したのは日米関係を修復し、広島・長崎の被爆10周年に日本を最初の原子力援助国グループに含めて広く世界にアピールする目的からであった⁴²⁾。

口上書にくわえて米側より実験用原子炉への協力に関する日本側の意向を非公式に尋ねられた井口貞夫駐米大使は、「今日の日本の現状より考察するに原子力問題は国連を中心とする平和的利用の線に沿い日本においても推進するとの建前をとること内外共に時宜を得たる⁴³⁾」との意見を沿えて1月25日に外務省本省に伝達してきた。この口上書の存在は極秘にされ、4月中旬に朝日新聞が報道するまで伏せられていた。既存研究では、国民が知ることとなる4月中旬まで外務省は口上書を放置し具体的な検討を進めなかったと指摘する⁴⁴⁾。しかし外交史料からは、外務省が国内関係機関と水面下で調整を開始していたことがうかがい知れるのである。

3月11日、外務省自身は「原子力問題をめぐる国際情勢、日米協力関係、わが国の動力資源等の見地から見て、本件の実現を図ることがわが国の利益と考える⁴⁵⁾」との判断の下、経済審議庁⁴⁶⁾、通産省工業技術院、科学技術行政協議会⁴⁷⁾、日本学術会議といった関係機関に非公式に通報して、核物質受け入れと実験用原子炉の協力についての検討を求めた。結果、交渉開始に最も消極的であったのは日本学術会議であり、茅会長は「(国内関係)学会の現状より見て本件の早急な実現はまだ気の熟さざるものがあると考えられる⁴⁸⁾」との意見を示した。また科学技術行政協議会は「日本学術会議の意向を関係行政に十分反映せしめることを肝要と考えるので、いずれにするも相当の時日を要する⁴⁹⁾」と日本学術会議とほぼ同様のスタンスを示した。他方で、経済審議庁は原子力

41) それらは、(1)アルゴン国立研究所に原子炉訓練学校への参加、(2)核物質を含む実験用原子炉築造に対する技術的援助、(3)オークリッジ核研究所での放射性アイソトープに関する追加講座への参加、(4)生物学、医学及び農業の分野における原子力利用に関する訓練講座への参加、(5)工業・医学衛生に関する訓練講座への参加、(6)アルゴンズ及びオークリッジ癌病院への外科医及び専門家の訪米招聘、(7)技術文献の提供、(8)諸国の選抜学生に対する核科学、工学等に関する予備訓練への参加であった。国際協力局第3課「原子力問題資料」1955年5月6日、外務省公開史料「日米間原子力の非軍事的利用に関する協力協定関係」（以下、協力協定関係と略）（リール番号B' 5.1.0.J/U.9、以下省略）第2巻。

42) 米国原子力委員会（AEC）の或る委員は「広島や長崎の記憶が生々しいときに援助することは、殺傷の記憶を遠ざけることができる劇的で、キリスト教的なジェスチュアになろう」と発言していた、樋口敏広「核実験と日米関係——「教育」過程の生成と崩壊を中心に」『国際政治』第134号（2003年11月）、106頁；シドニー・イエーツ下院議員は原爆被害を受けた広島に原発を建設する法案を米国議会に提出していた、「広島に原子力発電所を建設」『朝日新聞』1955年1月28日、1面。

43) 在米大発本省宛「原子力平和的利用に関する件」1955年1月21日、『協力協定関係』第2巻。

44) 吉岡、前掲書、75頁。

45) 国際協力局第3課「米国の核分裂性物質配分に関する対日申し入れ及び各国との双務協定」1955年5月6日、『協力協定関係』第2巻。

46) 1952年4月22日閣議決定で設立された省庁で、1955年7月20日に経済企画庁へと改称。

47) 1948年に科学技術行政協議会法で設置。日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することを目的とした（同第1条）。1956年1月に科学技術庁へと改称。

48) 国際協力局第3課「米国の核分裂性物質配分に関する対日申し入れ及び各国との双務協定」1955年5月6日；情報文化局第4課「核分裂性物質の配合に関する件」1955年3月10日、『協力協定関係』第1巻。

49) 同上。

利用準備調査会の決定を待つことが必要としつつも、「ウラニウム資源が貧弱なわが国の現状にかんがみ、本件実現は絶対の要請と考える⁵⁰⁾」と積極的な態度を示した。また工業技術院は「予算措置の関係もあり実現には相当の時間を要する。また関係学会の協力確保が先決問題であるとし、米側の条件を学会に十分諒解せしめる必要がある⁵¹⁾」との中間的立場であった。

外務省自身は以上の見解を踏まえた結果、「本件は米国や国連との関係、原子力利用の国内体制、関係学会との協力体制といった根本政策に関連するため、1955年5月に提出される予定の原子力海外調査団（1954年12月に出発）の報告書および原子力利用準備調査会の判断を待って外務省の態度を正式決定する」こととしたのであった⁵²⁾。

このように遅くとも3月の時点で既に関係機関では意見の調整がなされており、条件や時期でバラツキは見られたものの、大方賛成という共通枠組みが成立していた。しかしより慎重な考察を期すために、調査会の正式決定を待つという姿勢を採ったのであった。その方針は井口大使を通じて米国側にも伝えられていた⁵³⁾。

第2項 交渉の是非と開始決定（4月－5月）

先行研究が指摘する1月から5月までの空白期間については、もう一つの事情が存在していた。実は先の口上書においては、在日米大使館は8項目の内、米国での訓練講座への参加のみを日本政府に問い合わせるよう本国から伝令を受けていた。そのため実験用原子炉の項目については明確な参加が尋ねられていなかった。さらに1月25日の井口大使が受けた米側よりの打診も非公式なものであり、外務省は後日正式な申し出があるものと4月時点で考えていたのであった。

ところが4月18日、河崎国際協力局長を訪れた在日米大使館員は1月の口上書を正式な申し出とみなすことを要請し、1955年度中に核物質を受諾したいのであれば、6月1日までの協定を締結するようにせまった。外務省はこの米側の申し出を、4月14日の朝日新聞による口上書のスクープによって日本国内が大論争となっていたことへの配慮と見なし⁵⁴⁾、アメリカの提案を受け入れて正式に交渉開始の是非が検討されることとなった⁵⁵⁾。

上述のとおり関係機関では3月時点でほぼ交渉開始が必要との判断が形成されていた。しかし依然として懸念事項であったのはIAEA設立交渉の進捗、第1回原子力国際平和会議、米側からの対日条件の内容であった。

まず1点目に、IAEA所有の核物質を各国に分配するという1953年のアトムズ・フォー・ピース声明どおりの機関が直近で設立されるのであれば、わざわざアメリカと二国間協定を締結する必要

50) 同上。

51) 同上。

52) 同上。

53) 本省発在米大宛「米国提供の核分裂性物質の配分に関する件」1955年3月28日起草、『協力協定関係』第1巻。

54) 「まず基礎部門を築け」『朝日新聞』1955年4月16日、1面；「三原則の前途を憂慮」『朝日新聞』1955年4月17日、1面；「制約」の内容に不安『朝日新聞』4月18日、1面；「研究上の“秘密”が心配」『朝日新聞』1955年4月19日、1面；「兵器への転換の懸念も」『朝日新聞』。

55) 本省発在米大宛「米国提供の核分裂性物質の配分に関する件」1955年4月26日、『協力協定関係』第1巻。

があるのかという問題であった⁵⁶⁾。しかしながら、日本側はIAEA設立交渉の進捗情報を4月時点において殆ど入手できていなかった。4月14日に米国がIAEA憲章案を7国に送付したことが新聞等で報じられたが⁵⁷⁾、4月19日に井口大使が伝えたように、米國務省担当者は憲章案はまだ非常にインフォーマルなために、日本側に見せる段階にないと情報提供を拒否され、くわえてIAEAが核物質に所有権を持つのかそれとも各国の核物質を単に斡旋する機関となるのか現段階では不明と返答されていた⁵⁸⁾。さらに4月21日に國務省原子力担当にIAEA設立交渉の進捗状況を問い合わせたところ、IAEAの活動開始には長期間を要するとの見通しが示され、IAEAとは個別に二国間協定を締結したいとの考えが再び示されたのであった⁵⁹⁾。

また2点目に、1955年8月にジュネーブで開催予定の第1回原子力平和利用国際会議の存在があった。この会議では、これまで極秘扱いであった原子力関連情報が米ソより公開されると予想されており、その結果を待ってから米国と締結をすべきとの考えも存在していた。しかしアメリカ側が求めてきた6月1日までの締結は、世界中にアメリカの原子力協力をアピールするために同会議の開催にまにあわせるという側面も存在していた。

3点目に、アメリカが核物質の供給の条件にいかなる制限を日本側に課すのかという問題で、とくに機密情報の保全義務が生じるかが注目されていた。これはアメリカより核兵器などの軍事機密を提供されることで、秘密裏に軍事研究に従事させられるのではないかと懸念であった。しかし4月中旬の段階ではいかなる条件が課せられるか全く分からなかった。

以上の懸念事項を踏まえ4月21日の原子力利用準備調査会第7回総合部会では、「法律問題は別として本件物質の入手は技術的観点のみより判断すれば、わが国のために米国との原子力協力は有利かつ必要としつつも、なお検討を要する」との判断にとどまった⁶⁰⁾。そこで4月28日に、駒形作次工業技術院長は河崎一郎外務省国際協力局長との懇談において、関係学会の大半は米国の核物質受け入れを必要と考えているが、機密保全にいかなる条件がつくかが不明なことが問題だとして、米国への問い合わせを依頼した⁶¹⁾。そこで在米大使館による米側への問い合わせの結果、秘密保護を日本に要求するよりも貸与した核物質の保全を求める程度であろうとの見解が内々に示された⁶²⁾。

そして4月30日に開催された第8回総合部会では、1954年12月に出発したの海外調査団の一員で

56) 国際協力第1課「米国原子力法の解釈に関する若干の疑義について」1955年4月16日、『協力協定関係』第1巻。

57) 「米、7カ国へ送付—原子力憲章草案」『朝日新聞』1面、1955年4月14日。

58) 在米大発本省宛「国際原子力機関に関する件」1955年4月19日、『協力協定関係』第1巻。

59) 実際には1954年12月から8カ国（米英加仏豪とベルギー、南アフリカ、ポルトガル）で交渉が開始されており、1955年3月29日には米国憲章案を提示していた。それを基に4月から5月にかけて交渉がなされ、1955年7月29日に修正したドラフトをソ連へ提示した。再修正の上、8月22日に国連の全加盟国に秘密裏に提示した、Bernhard G. Bechoefer, "Negotiating the statute of the international atomic energy agency," *International Organization*, Vol.13, No.1 (Winter, 1959), p.39; Lawrence Scheinman, *The International Atomic Energy Agency and World Nuclear Order*, Washington D.C.; Resources for the Future, 1987, pp.68-69; David Fischer, *History of the International Atomic Energy Agency- The First Forty Years*, Vienna: IAEA, 1997, p.20; 高倍宣義「国際原子力機関（IAEA）の現状と展望」『原子力工業』第30巻第3号（1984年3月）、49-50頁。

60) 本省発在米大宛「米国提供の核分裂性物質の配分に関する件」1955年4月26日、『協力協定関係』第1巻。

61) 国際協力局第3課「原子力問題に関し駒形工業技術院長と懇談の件」1955年4月28日、『協力協定関係』第1巻。

62) 在米大発本省宛「濃縮ウランウムに関する配分の件」1955年4月29日、『協力協定関係』第1巻。

あった藤岡教授より、5月に提出予定の調査団報告の概要が説明され、天然ウラン重水型の数千kwないし1万kwを第1号炉として製造し、米側の濃縮ウランについては適当な条件の下において受け入れ、小型実験用原子炉を製造すべきとの結論が示された（実際の報告提出は5月6日）。

5月に入るとようやく米側の条件が明らかになった。それはアメリカが最初の二国間協定となるアメリカトルコ原子力研究協定を5月3日に締結し、その協定本文が5月6日に入手できたためである。アメリカは同一の協定案を使用すると考えられたために、日本に対しても機密情報を通報しないと予測された。そこで5月16日の第9回原子力利用準備調査会総合部会において、朝永振一郎教授（東京教育大）による国内の受け入れ体制確立を交渉開始よりも先決させるべきで、交渉開始が一年遅れたところで問題とならないとの主張を例外に、大勢は駒形工業技術院長が主張したように国内体制の整備と交渉は同時並行的に進めるべきというものであった。とくに産業界は倉田主税（日立製作所社長）、久留島秀三郎（同和鉱業社長）に代表されるように、速やかに実現すべきで、米側の条件も比較的はっきりしており、実験用としては受け入れても差し支えないとの考えであった⁶³⁾。

これら総合部会での議論を踏まえ、ついに5月19日の第3回原子力利用準備調査会において、交渉開始が妥当との判断が下され、翌日20日に、本件受け入れ交渉と国内体制整備とを平行するべきとの方針が閣議決定された。

第3項 交渉開始から正式署名へ（6月－11月）

そこで経済審議庁を中心として関係省庁の意向が取り纏められることとなり、5月24日、経済審議庁は関係省庁合同打合せにおいて米土協定より明らかになったアメリカの二国間協定のドラフト案の主たる問題点を次の3点とした。(1)本研究協定は小型の研究炉における協力であるが、将来的には発電炉でも両国は協力を希望すると規定している第9条を削除、(2)協定期間を10年から5年へ短縮する、(3)本研究協定と濃縮ウランの値段など、より協力内容の詳細を定めた細目協定を個別にではなく同時に締結するというものであった。これに対して外務省は、第9条を削除するのは国会対策上理解するが、協定の性質上不自然なために与党首脳部の意向を経審に確認することを依頼したのであった。さらに研究協定と細目協定の同時交渉では6月1日までの署名は不可能と主張したところ、経審側は6月1日は単なる目標であって固執する必要はないとの見解を示した⁶⁴⁾。

5月25日の原子力利用準備調査会幹事会において、経審側より、政府与党である民主党の岸信介幹事長や松村謙三政調会長などは発電における将来的協力を言及した第9条の存置を希望しており、それを残すことでアメリカの「ヒモ」つきとの非難が生じるであろうが、国会対策は政府与党

63) 国際協力局第3課「米国提供の核分裂性物質受入問題別紙1」1955年5月23日、『協力協定関係』第2巻。

64) 国際協力局第3課「濃縮ウラン受入に関する件」1955年5月25日、『協力協定関係』第2巻。

に任せてもらいたいとの意向が示された。また政府与党は、協定期間は5年として細目協定と切り離して交渉するようとの見解を伝えてきた。結局、紆余曲折を経て5月28日の井口大使への交渉方針の伝令では、第9条の問題は協定本文から外して合意議事録に含めることを指示した⁶⁵⁾。

ついに6月2日より第1回日米交渉が開始された。日本側が主張した交渉点は、上記の米トルコ協定にあった第9条、協定期間、協定タイトル、英語にくわえて日本語を正文とする、そして幾多の用語の修正であった⁶⁶⁾。第9条の問題点は上述したが、協定期間はIAEAの動向が不確定などから10年から5年にすることとなった。また米側案では協定タイトルが「Civil Use for Atomic Energy」であったが、日本側は「Peaceful Use for Atomic Energy」とするよう主張した。

これらの要求に対して、当初アメリカは他国とも同様の協定案で交渉しており、日本のみを特別扱いすることは不可能と否定的であった。とくに第9条の取扱いにおいては、アメリカは日本側が発電分野での協力を望まないのであれば、協定本文より削除することは一向に構わないが、なぜ合意議事録に残したいのかと日本側の真意を訝しがっていた。しかし最後にはアメリカ側が譲歩し、第9条は協定本文から外して交換公文での確認となり、また協定期間も5年に短縮するなど日本側にかなりの妥協を示した。ただタイトルの変更は認められなかった。

その結果、6月17日に閣議決定され、6月21日に仮署名された⁶⁷⁾。仮署名の後は、具体的な核物質の量や金額を取り決める細目協定の交渉が進められ、研究協定については細かな語句の確認・修正程度であった。そして10月の日米原子力協定公式調印各省打ち合わせ会では、経済企画庁（経審から改称）工業技術院、大蔵省、文部省、外務省の関係省庁間で、協定本文に合意することが確認され、11月14日に正式に署名された。

第3節 2つの路線による交渉方針への影響

第1項 原子力利用路線の影響

これまで見てきたように本協定交渉において、日本側の交渉方針はかなりの程度結果に反映された。しかし本協定の交渉開始時点の冷戦および日米関係という外的環境を鑑みれば、米国側の協定打診を断るという選択肢は日本側には存在しなかった。たしかに本研究協定のタイトルは「協力」という用語が使用されていたものの、実質的には米国による「援助」であり、広くマーシャル・プランの原子力版と考えられていた。また国内において十分な核物質が存在しないことからしても、アメリカの申し出を断るという選択肢のない、非常に弱い立場からの交渉を行わなければならないはずであった。

それにもかかわらず日本政府が多くの修正要求を出したのは、政府自体の意向および民間レベル

65) 本省発井口大使宛「濃縮ウランウムの受入に関する件」1955年6月7日、『協力協定関係』第2巻；本省発在米大宛「濃縮ウラン受入に関する件（訓令の二）」1955年5月28日、『協力協定関係』第2巻。

66) 「ウラの多い日米原子力交渉」『エコノミスト』第33巻25号（1955年）、27頁。

67) 日本の仮署名時点でトルコ（5月3日）、ブラジル（5月31日）、コロンビア（5月31日）、レバノン（6月2日）、イスラエル（6月3日）など19カ国が仮署名を行っていた。

への配慮からであった。上述したように政府レベルにおいては、多少の相違はあったものの早期に収斂が可能であった。しかし民間レベルでは、科学者と民間企業という対立が起こっていた。日本学術会議は、1955年4月15日に協力協定には機密保護条項が含まれる可能性があり、3原則に抵触するとして政府に慎重な判断を要望していた。他方、4月29日に経済団体連合会（経団連）は原子力平和利用懇談会を設置し、5月4日に学術会議の3原則は原子力開発利用を阻害するものだと声明を発したのである⁶⁸⁾。

ただ、積極側であった産業界においてもアメリカ側の資本に完全依存することは自らの商機を逸するとの考えから安易な締結には危惧を抱いていた。この両者を満足させる交渉方針が、第9条を本文から外して平和的研究に協定内容を限定化し、期間を短縮させるなど自国の裁量を制限しないというものであったと考えられる。これは政府レベルの関係者にとっても好ましい選択であった。一方で岸信介などの与党幹部が第9条の据え置きを希望したのは恐らくアメリカ陣営からの見捨てられを懸念したためと推察される。

ただ、このような日本側の要求が通ったのは、多分にアメリカ側の対日配慮に基づくものであった。つまり第5福竜丸で戦後最悪にまで悪化した日米間関係を改善するとの思惑とともに、核兵器を使用した日本に原子力援助を与えることは、原子力の平和利用のリーダーであることを世界にアピールするために必須であった。日本側交渉者は、このようなアメリカの弱みを察していたふしがある。実際に、5月17日に高崎経審長官は衆院予算委員会において、アメリカは交渉において多大の好意を払ってくれているものと解釈していると発言し⁶⁹⁾、日本は特別扱いを受ける権利があるとの判断を示したのであった。

このように国内の消極派と積極派の懐柔、そしてアメリカによる対日配慮を巧みに利用した結果、日本側の原子力の民事利用路線に基づいた交渉方針が策定・結実された。

第2項 核軍縮・軍備管理路線の影響

他方、核軍縮・軍備管理路線からは直接的には交渉への影響が見受けられない。これは日本が援助を受ける側であったために、援助側のアメリカに核実験中止などの注文を付けたくてもできないという面もあったと思われる。ただ、そもそも政府内外において本協定を核兵器などの安全保障問題とリンクさせる考えは一般的ではなく、多くは本件を純粋なエネルギー問題として捉えていた。これには本協定が平和目的の研究用であり機密情報も提供されず、わずか20%の濃縮ウラン6kgを貸与するという極めて限定的な内容であったことも国内で核兵器問題と結合しなかった一つの要因であろう。実際、核廃絶運動や社会党などにおいても一部の例外を除けば、本協定に明確な反対を示したものは見受けられず、それは1955年1月16日に開かれた原水爆禁止署名運動全国協議会の全国大会、8月6日の世界大会、1955年9月19日に結成された原水爆禁止日本協議会においても

68) 原子力産業会議編、前掲書、42-43頁。

69) 『エコノミスト』前掲論文、28頁。

同様であった。

さらにこうした背景には読売新聞社主であった正力松太郎らによる、原子力ブームの扇動があったといえる。彼は1955年初頭より原子力ブームを煽り立てる報道をおこなっており、中曽根との交流を深める中で自身も同年2月には国会議員となって原子力推進を訴え米国ゼネラル・ダイナミックス社長や米国原子力委員会の招聘事業や、11月には原子力展覧会を開催し、国民に原子力を大々的に報道し続けた⁷⁰⁾。これらの活動が実際にいかほどの効力を持ち得たのかは議論の余地があるが、史実として1955年頃より原子力ブームが出現しており、国民の核兵器への嫌意感情が原子力全体へ波及することを防いだといえる⁷¹⁾。こうして本協定交渉においては、核軍縮・軍備管理路線は日本側の交渉方針に直接的な影響を及ぼすことはなかったといえる。

おわりに

日本では核兵器の惨禍を経験しながらも、占領期の早くから国内では原子力を第2次産業革命とまで持ち上げて新世紀のエネルギーとして喧伝されていた。ここに現在の原子力の民事利用の積極路線に通じる芽が既に見受けられたといえる。核軍縮・軍備管理路線は、政府レベルにおいては外交が制限されていたために目立った動きがない一方で、民間レベルでは終戦直後から核廃絶を掲げた平和運動が散発していた。しかしその運動は冷戦の緊張下において、抽象的な平和と自由を求めるものであった。つまり、この当時、政府および民間レベルにおいて、国際平和に貢献するとの理念は形成されていたものの、核兵器に対して何ら具体的な構想・活動が生起していなかったといえる。

この2つの路線を具体化させた出来事が、1954年3月に起こった。3月2日に提出された原子力利用準備のための修正予算案によって、政府レベルにおいても原子力利用の準備が開始された。一方、3月1日に被爆し、16日に明らかになった第5福竜丸の被爆問題は、水産物の汚染という問題を引き金として、多くの国民に核兵器の被害を初めて具体的に実感せしめた。これにより反戦から反核を主目的とした大規模な運動が民間レベルで展開され、以降、実質的に日本国内において核兵器の開発保有という選択肢は極めて困難になった。また、この事件を契機に日本政府レベルにおいても核実験の中止を声高に主張するようになった。ここに核軍縮・軍備管理路線が開始されたのである。

本稿が着目した日米原子力研究協定は、交渉当時の冷戦状況そして対米関係を踏まえると、日本にはアメリカの申し出を断るという選択肢は存在せず、不利な立場からの交渉のはずであった。しかし、実際の交渉では日本側の要求が多分に受け入れられた。日本側交渉者は、主として国内の強制的なアメリカによる軍事研究従属への懸念および、アメリカ資本への依存によって将来の原子力

70) 佐野、前掲書、237-239頁。

71) 当時、ウラン鉱を掘り当てて一攫千金を狙う者が出現し、ウラン饅頭やウラン酒などの販売がされていた、武田徹『「核」論——鉄腕アトムと原発事故のあいだ』中央公論新社、2006年を参照。

産業への商機が逸失するのではないかと懸念を鑑み、可能な限り研究協定を平和目的であり、将来的に日本を何らの拘束するものではないと明らかにすべく米側案に注文を付けたのであった。当初アメリカはこれら修正に反対したものの、アメリカ側にも日本を原子力援助国の一員に含めたいとの事情などから結局はその大半を受け入れた。そして恐らくは、日本側交渉者はそのようなアメリカの弱みを見抜いていたと考えられる。このように本交渉では民事利用路線からの影響が大きいものであった。一方で、軍縮・軍備管理路線からは目立った影響が見受けられなかった。これは協定案件が安全保障ではなくエネルギー問題として捉えられたためであった。

当時の交渉者は、限定的な本協定は原子力の民事利用と核軍縮・軍備管理路線のジレンマを顕在化させないものと考えたのであろう。しかし3年後の1958年には発電用の協力である日米原子力一般協定に拡大改訂されており、結果的に見ればこの1955年の協定締結によって2路線間の潜在的ジレンマは誕生したともいえる。さらに本協定交渉における第9条をめぐる議論から明らかになったように、日本側の交渉方針には、2路線間の問題のみならず、より上位の対米関係という要因も影響していることが明らかになった。つまり、原子力の自主開発を進めたい一方で、日本は岸などが恐らく考えたように完全にアメリカに見捨てられるのも、またあり得ない選択肢であった。

また、本交渉方針の大枠を決定したのは原子力利用準備調査会であったが、それは関係省庁間の意見を収斂させたものを微修正の上で承認するものであった。よって外務省や他省庁の意見を取り纏めた経審の役割は相対的に大きいものであった。また、関係省庁間では交渉開始の是非では意見が割れることなく、時期および条件のみが問題であったことから比較的スムーズな政府間調整であった。

吉岡が提示したモデルを簡単に検証するならば、日本側交渉者および米側交渉者は相当程度日本国内の交渉消極側を考慮に入れ、国会対策を視野に入れた上での交渉を行っていた。それが故に、米側協定タイトル案の「Civil Use」から「Peaceful Use」といった語句でさえ日本側は問題としたのであった。つまりは、吉岡の指摘するように、実際の国内における原子力政策の形成・実施においては国会や国民の存在は捨象して構わないのかもしれないが、今回のような核兵器国との交渉では直接的はなかったとしても、間接的には影響を与えているのである。

最後に本稿の課題であるが、本稿では便宜的に2つの路線と分けて分析を行った。しかしながら原子力の民事利用と核軍縮・軍備管理という括りでは、国内向け政策と対外的な政策を意味するものとなってしまう、本稿が本来目指した総合的な考察とは必ずしもならなかった。実際には民事利用であろうと核軍縮・軍備管理であろうと、相互作用の結果として選択・実行されることが大半であろう。では、いかなる条件下である路線が優越するのか、また、対米関係といった外的変数をどう組み込むのかといった点において、より一層の分析手法の改善が必要である。

くわえて本稿では日本側の資料のみを使用したために、アメリカ側の思惑を十分に明らかにすることはできなかった。一般的に知られているように、当時はまさに対日政策の転換途上であり、日本に原子力の民事利用を行わせることが、アメリカが提供する拡大抑止などの安全保障問題と絡め

て、アメリカはどのように扱っていたのかという点は興味深い点であり、今後の課題としたい。